

第4章

快適でやさしさのある

まちづくり

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第1節 人とモノの交差点、交通、情報ネットワークの確立

第1項 総合交通体系の整備

■現状と課題

人口減少社会の到来や道路ストック等の更新投資の本格化などの社会的背景を踏まえ、将来を展望した広域的道路網を確立するため関係機関と連携を取りながら道路整備の一層の効果的・効率的な実施に向け取り組んでいくことが重要です。

本町では、高速自動車道、国道、道道を骨格とし、これに接続する生活道路としての町道で形成されています。国道、道道については、整備されていない路線もあり、関係機関に早期整備について要望を行っています。町道は、幹線道路の整備は進んでいるものの、銀河線の廃止に伴う道路整備や未整備路線もあることから、計画的な整備を検討しているところです。

また、道路橋の長寿命化による点検、補修や架け替えなど、さらに、人にやさしい道路の整備として、通学路等におけるバリアフリー化を計画的に進めていかなければなりません。

冬期間における車両の安全な走行性の確保と歩道の除雪は、町民生活に影響を与えないよう最大限迅速に行なう必要があります。

北海道横断自動車道は道央圏から十勝圏まで全開通し、さらに、平成 27 年度には釧路市阿寒町まで延長されることから、高速自動車道路網を最大限活用した施策はもちろん、一般道路における交通量や地域への影響等に注意が必要です。

また、交通手段を持たない町民の足の確保は、地域間幹線系統である帯広陸別線（ふるさと銀河線代替バス）や本別・浦幌を結ぶ生活維持路線、町内市街地を循環する太陽の丘循環バス、郊外と市街地を結ぶ町有バスやへき地患者輸送バスにより維持確保と安定運行に努めてきているところです。

しかし、帯広陸別線については、近年利用者数の減少から自治体における運行経費負担が年々増加している状況であり、今後も維持存続させていくため、さらなる利用促進を図る必要があります。

引き続き、利用者ニーズの調査等を行いながら、有効かつ効果的な公共交通手段を確保する必要があります。

■基本方針

子どもや高齢者などの交通弱者をはじめとするすべての利用者ニーズに合った歩行空間の改善や移動の利便性、安全性の向上を目指し、安全で快適な生活環境の基本となる生活道路の整備を進めます。また、冬期交通の安全確保のため除排雪の充実や路面凍結対策などの維持管理に努めます。

北海道横断自動車道における釧路圏やさらには北見圏への全開通を見据え、広域的道路網を確立するため、関係機関との連携のもとに、道路交通の円滑化と安全を図り、幹線道路の整備促進に努めます。

また、近隣市町と連携し帯広陸別線や本別・浦幌生活維持路線の安定的な運行と利用促進を図るとともに、公共交通をまちづくりの一環と捉え、町民の誰もが利用しやすく、かつ経済的にも持続可能な地域公共交通の維持確保を図ります。

■施策の体系(主な施策・事業)

総合交通体系の整備

(1)主要幹線道路網の整備

- ①北海道横断自動車道（本別～釧路・北見間）の整備促進
- ②国道 242 号の整備促進
- ③道道の整備促進
- ④町道の整備促進（生活道路の整備、交差点改良、道路橋の長寿命化による点検・補修・改修）

(2)人にやさしい道路網の整備

- ①冬期間の車道及び歩道除排雪の充実
- ②ゆとりある歩道の確立とバリアフリー化の促進

(3)公共交通機関の確保

- ①地域公共交通総合連携計画の確実な実施
- ②ふるさと銀河線代替バス振興会議への支援
- ③ふるさと銀河線代替バス・生活維持路線の安定的運行
- ④高速自動車道路網を活用した、都市間バスの誘致検討
- ⑤太陽の丘循環バス・へき地患者輸送バスの運行

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第1節 人とモノの交差点、交通、情報ネットワークの確立

第2項 情報通信の整備、利活用

■現状と課題

世界的に*インターネットを活用した通信情報網が急速に発展している中であって、情報が価値を生む社会であり、情報通信の高速化への対応が重要となっています。

本町においても、公平に、また、簡単な使い方で、必要な情報を必要な時に、安心・安全に利用できる環境を構築するため、平成22年に国の地域情報通信基盤整備推進交付金(ICT交付金)を活用し、町内に存在する*ブロードバンド・ゼロ地域を解消することを目的とし*光ケーブルによる高速通信網の整備を行い、平成23年6月からブロードバンドサービスの提供を開始しました。

さらに同事業により、平成23年7月でテレビのアナログ放送が終了しデジタル放送に移行することにより、これまでテレビを視聴していた世帯においてデジタル波を受信できない新たな難視聴世帯へのテレビサービスの提供も行い、誰もが、いつでも、どこでも、簡単に情報を活用できる環境が整いました。

整備済みの本別デジタルテレビジョン中継局、本別沢テレビ中継局(ミニサテ)とあわせた安定的なテレビ放送を実現させ、中継局についてはNHK・民放事業者と、また、光ケーブルについてはブロードバンドサービスも含めて民間通信事業者と連携し民間の力を活用しながら継続的かつ安定的なサービス提供のため維持管理に努めなければなりません。

情報化時代において情報発信ツールの一つとしてまちの*ホームページの充実が必要不可欠です。本別町を発信するための手段としてこれまで以上の充実が望まれます。また、スマートフォン等のモバイル端末の普及が急速に進んでおり、情報化の推進にあたっては、モバイル端末への対応も進めて行く必要があります。

町民誰もが情報化の恩恵を受けられるよう、サービスの取得方法を明確にし、誰もが手軽に情報取得ができるよう本別町地域情報化計画を策定し、情報化の必要性やその活用方法などを周知しなければなりません。

■基本方針

情報通信網の整備は、町民のすべてが便利で快適な日常生活を送ることができる環境と経済活動に情報技術を十分活用できる環境を整えるものです。

防災、医療、福祉、保健、教育、町民生活、産業などあらゆる分野において光ケーブルやモバイル端末を活用し、情報及びコミュニケーションツール等を提供することにより行政サービスの向上を目指します。特に公式ホームページについて充実を図り、町民が知りたい、また、活用したい情報の提供に努めます。

高速通信網を実現する光ケーブルについては、民間通信事業者と連携し、サービスを含めた維持管理に努め、整備された通信網を有効に利活用することを目的として、地域の活性化と住みよいまちづくりの指針となる、本別町地域情報化計画を策定します。

難視聴地域への解消施設であるテレビ中継所については、今後ともNHK・民放事業者と連携し維持管理に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

- 情報通信の整備、利活用
- (1)高速通信網の整備・維持保守
 - ①光ケーブルによる高速通信網
 - ②本別町地域情報化計画の策定
 - (2)高速通信網の利活用
 - ①町公式ホームページの充実
 - ②民間通信事業者によるブロードバンドサービスの提供
 - ③民間通信事業者による*ケーブルテレビを活用した各種情報の提供
 - (3)難視聴地域解消施設の維持管理

※ インターネット＝共通の通信仕様を用いて全世界の膨大な数のコンピュータ等を相互に繋いだ、コンピュータネットワーク。

※ ブロードバンド＝大量のデジタルデータ伝送が可能な高速・大容量通信。

※ ブロードバンド・ゼロ地域＝ブロードバンドを利用することのできない地域をなくすこと。

※ 光ケーブル＝透明度の高いプラスチックを使った光ファイバーの通信ケーブル。高速、長距離、大容量のデータ通信に有利。

※ ホームページ＝インターネット上にある様々な情報を提供するデータベース。

※ ケーブルテレビ＝専用のケーブルを用いて、住宅にテレビ放送を提供するサービス。

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第2節 持続可能な社会づくりへの貢献

第1項 循環型地域社会の推進

■現状と課題

地球温暖化が叫ばれる今日、次世代を担う子どもたちが、安全・安心な快適で人にやさしいまちづくりを進めて行くには、太陽光などの再生可能な自然エネルギー等の利活用が重要な課題と考えられます。合わせて、エコドライブなどの無駄をはぶいた省エネ運動が、低炭素化社会に向けた大きな課題と考えられます。

本町で生まれるエネルギーには、全国的に見て日照時間が長い太陽光・太陽熱、※バイオマス、水力、冬季における雪氷熱などの温度差エネルギー等さまざまな自然エネルギーがあります。石油だけに頼らず、身近にある自然エネルギーを活かす事や、冬期の暖房温度を今までよりも下げるなどの取り組みが、環境にやさしい取り組みと考えられます。

本別町で生まれるエネルギーを本別町で消費し、エネルギーの地産地消の取り組みが、※循環型地域社会への推進となると考えられます。

■基本方針

地球温暖化等を身近な課題とし、環境にやさしいまちづくりを進めていくため、身近なエネルギーや家庭でできる省エネなど、地球温暖化対策に向けた推進方策を検討し、普及啓発活動を行います。

新エネ・省エネ機器等の普及啓発を行なうため、公共施設への先行導入や町民等への導入助成を行います。

■施策の体系(主な施策・事業)

循環型地域社会の推進

- (1)低炭素化に向けた地域の社会づくり
 - ①地球温暖化対策推進方策の検討
- (2)再生可能エネルギーの導入推進
 - ①公共施設への新・省エネ機器等の先導的導入
 - ②各産業への普及啓発
- (3)環境学習と普及啓発の推進
 - ①環境学習の充実
 - ②町民に向けた普及啓発
- (4)町独自の支援策の実施
 - ①町民等に向けた新・省エネ機器導入の助成

※ バイオマス＝生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。

※ 循環型地域社会＝有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第2節 持続可能な社会づくりへの貢献

第2項 環境保全の推進

■現状と課題

産業経済が発展し、工場などからの排水や排出ガスによる公害の発生やレジャー施設の開発などによる自然破壊、人々の生活様式の多様化、産業構造の変化、市街地への人口集中などによる自動車の排出ガスや騒音・生活排水による水質汚濁といったいわゆる生活型公害といった問題が生じています。一方、身近な自然とのふれあいなど緑豊かなうろちのある快適な環境に対するニーズが強くなってきています。

また、近年、都市型・地域型の公害に加え、地球温暖化といった地球環境の破壊や廃棄物などによる環境汚染が重要な問題としてクローズアップされています。特に、地球温暖化対策の枠組みをきめた「パリ協定」が平成27年12月、※COP21において採択され、各国において温室効果ガスの削減目標を設定し、日本においても2030年度には約26%（2013年度比）の目標に向け地球環境保持に向けた意欲ある取り組みが必要になります。

本町の美しい環境を町民共有の財産として、将来にわたって大切に守り育てていくことができるよう、町民一人ひとりが、人と環境のかかわりについて理解と認識を深め、日常生活や事業活動における価値観と行動様式を見直していく必要があります。

■基本方針

私たちの環境をよりよいものにしていくためには、町民一人ひとりが環境に関する基本的な知識を身に付けることにより、理解と知識を深め、環境保全意識の高揚を図ることが何よりも重要です。

このため、環境学習を総合的・体系的に推進するとともに、町民・民間団体などの自主的な環境保全活動を促進します。

都市化の進展や生活様式の多様化、産業活動などによる公害の未然防止と発生源への対策を推進し、町民が快適な生活をおくることができるよう、企業・町民の協力を得て、監視活動を強化します。

より良い環境を引き継いでいくには、私たち一人ひとりが、その使命と責任を強く心に刻みながら、環境問題を身近なものとしてとらえることが大切です。その一環として、自らも環境への負荷を継続的に低減する取り組みを検討します。

■施策の体系(主な施策・事業)

環境保全の推進

- (1)環境保全意識の高揚
 - ①環境意識の啓発の推進
 - ②自主的な環境保全活動の推進
- (2)公害防止対策の推進
 - ①公害物質測定と監視体制の強化
 - ②計画的な環境保全の推進

※ COP21=気候変動枠組条約第21回締約国会議。2020年以降の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ協定」を採択した。

第3項 水資源の確保と利用

■現状と課題

地上に降り注いだ雨水は、大地に恵みを与え、川や地下水となって海へと下り、太陽の働きで蒸発し、大気圏から再び地上へ戻って来ます。このような神秘的な自然の大循環が将来に渡っても繰り返されることが、私たちの暮らしを支える上で大変重要です。

近年、平常時の河川流量の減少や水質汚濁、地下水の水位低下など、水循環の健全性が損なわれており、水の有する多面的な機能が十分発揮されるよう、健全な水循環系の保全と回復に努める必要があります。

本町における水道水源は、河川からの表流水・湧水及び地下水を取水しておりますが、ここ数年、地球温暖化等によって引き起こされる気象変動の影響で、今まで保たれてきた水収支のバランスが崩れる恐れがあります。

引き続き水資源を安定的に確保するため、水源かん養機能を発揮させる適正な森林整備等は重要であり、現在、市街地の主な供給源である本別川上流の国有林は保安林に指定されており、伐採が行なわれた後には植林が行われています。今後も保水力と浄化機能を高めるため森林の育成に力を入れ、持続的に取り組む必要があります。

また、水質、水量、水生生物、水辺地等の水環境を総合的に捉え、水循環系全体を視野に入れた環境にやさしい施策を展開する必要があります。

■基本方針

近年、自然や生活の中で水に触れる機会が少なくなり、限りある貴重な水資源は未来を担う次世代に健全な姿で引き継ぐため、豊かな生態系を育む機能や景観等の良好な水辺空間の保全と回復に努めるとともに、森林の持つ水源かん養機能を発揮させるため、森林整備を推進します。

町民が自らの生活に与える影響への理解を深めるための環境学習等を進め、流域内の行政・町民・事業者などが、認識を共有しながら適正な役割分担の下に、みんなが活動に積極的に参加できるように取り組みます。

■施策の体系(主な施策・事業)

水資源の確保と利用

(1)豊かで良質な水資源の確保

- ①森林の適正管理による水源かん養機能の維持向上
- ②河川維持流量、環境用水の確保

(2)うるおいのある水辺空間の創出

- ①河川に触れ親しむ場の保全・回復と整備
- ②町民の水環境学習と地域環境活動への参加

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第1項 有効な土地利用の推進

■現状と課題

土地は個人や企業などの私的な財産であるとともに、町民が生活や生産活動などを行う場所であり、町民共有の有限な財産です。

この間、町では「※農業振興地域整備計画」「※本別町都市計画マスタープラン」「※緑の基本計画」などを策定し、都市的な土地利用と自然的な土地利用の調和を図りつつ、適切な土地利用に努めてきました。

しかし、中心市街地では人口減少や少子高齢化、購買力の流出などに伴い、空き家や空き店舗、空き地などが増加し、まちの顔としてのイメージと活力の低下が憂慮されており、民間と行政が一体となった総体的な対策を検討する必要があります。また、農村地帯では今後予想される農家の減少からくる農地の流動化、農地の適切な保全活用に努めていくことが重要となっています。

今後も土地利用関係法、町が定めた各種計画の適切な運用に努め、恵まれた自然環境と調和し、産業の振興や生活環境の整備を推進するため、社会情勢の変化に対応した秩序ある土地利用を図る必要があります。

なお、地籍調査事業については、事業を休止している自治体が多い状況にあり、今後、地域情勢や財政状況などを勘案し、関係機関と十分協議しながら慎重に対応していく必要があります。

また、地番データ、固定資産データ、農地データ、森林データ、農振データなどのその他土地情報について、適正管理と効果的な活用に努める必要があることから定期的なデータの更新が課題となっています。さらに、北海道横断自動車道の整備に伴うインターチェンジ付近の土地利用や、ふるさと銀河線跡地の有効活用についても計画的に進めなければなりません。

■基本方針

効率的な社会経済活動と安全で快適な生活が確保できるように、「農業振興地域整備計画」「本別町都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」を進めながら、地域の実情に応じた「自然的土地利用」と「都市的土地利用」による計画的な土地利用の誘導に努めます。

町内の土地の適正な把握と管理を進めるため、土地情報化システムの構築に努めます。

北海道横断自動車道を最大限活用した施策の展開をするため、インターチェンジ付近の土地利用について、計画的に整備を進める必要があります。さらに、ふるさと銀河線跡地については、銀河線跡地管理及び利用計画指針に基づき進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

有効な土地利用の推進

- (1)計画的な土地利用の推進
 - ①各種計画の適切な運用
- (2)土地情報などの適正管理
 - ①土地情報化システムの整備
- (3)公益的用地、公共的用地の土地利用
 - ①インターチェンジ付近の利用
 - ②ふるさと銀河線跡地の利用

※ 農業振興地域整備計画＝農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市町村が定める総合的な農業振興計画のこと。

※ 本別町都市計画マスタープラン＝都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする町のマスタープラン。

※ 緑の基本計画＝町の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画として規定されており、区域内における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための総合的な計画。

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第2項 上水道等の整備

■現状と課題

水道は、町民の生活と密接に結びついたライフラインであり、安全で良質な水を安定的に供給することが基本となります。

本町の上水道は、1日給水量3,715 m³の施設能力を有し、市街地をはじめ広範囲にわたって水を供給しており、普及率は平成26年度末で98.7%となっています。

簡易水道は、仙美里・勇足・美里別の3箇所、1日給水量の合計は、3,028 m³の能力を有する施設があり、平成21年度に西美里別地区道営事業での拡張整備が完了しており、今後は、完了地区の普及推進に取り組んでいく必要があります。

このほか、営農用水道では、西勇足に1日給水量258 m³の能力を有する施設が設置され、平成33年には美蘭別地区道営事業が完了の見込みであり、未普及地域解消に向け、事業を進めています。

上水道区域の水道施設は、昭和50年代に建設された施設であり、更新時期が迫り長期計画により現在も整備を進めています。また、簡易水道・営農用水道区域においても、機器・計装設備の更新時期に入り、安心・安全・安定供給をするために財政状況を勘案しながら更新整備を進めていく必要があります。

■基本方針

水は、町民の日常生活から産業活動に至るまで、あらゆる面で欠かすことのできない資源であることから、災害時にも強い水道施設を計画的に整備します。

また、水の安全性やおいしさに対する利用者の関心や要望は、一層高まっており、安全で安定した水の供給に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

上水道等の整備

(1)安定した水の供給

- ①配水管の整備
- ②水道量水器整備
- ③水道施設の整備

(2)安全で安心な水の供給

- ①浄水場施設機器・計装設備整備
- ②「水」のPR活動の推進
- ③水質管理体制の強化

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第3項 下水道等の整備

■現状と課題

下水道は町民が快適で豊かな生活を営むうえで欠くことのできない施設であり、環境整備・保全の面からも、下水道による生活排水の適切な処理は河川の汚染を防ぐとともに、都市と自然との共存にとって重要な役割を担っています。

本町の公共下水道は、昭和 56 年度から事業に着手し、※污水管渠の整備と※終末処理場の建設を進め、平成3年3月の一部供用開始とともに、計画的に整備を行っています。

平成 26 年度末での下水道普及率は 66.8%、水洗化率は 90.1%、認可区域内の面整備率は 78.5%と毎年高くなっています。今後も未整備地域の土地利用の動向を見ながら整備を進めていく必要があります。

また、供用開始後およそ 25 年が経過している下水道施設の機能を維持するために、適切な維持管理のもと、老朽化した機器の更新を計画的かつ経済的に進め施設の長寿命化を図ることが不可欠となっています。

一方、公共下水道区域外の地域については、平成 11 年度より※浄化槽整備事業を開始し、生活排水施設総合普及率は、平成 26 年度末で 81.6%となっています。年間の設置基数は減少傾向にありますが、生活環境の整備には欠くことの出来ない事業であり、今後も浄化槽整備に対するニーズは高いものと思われます。

また、污水处理で生じる下水道汚泥については、農地へ肥料として還元することを基本に処理を行っており、今後も資源の有効活用を進めて行く必要があります。

さらに、水洗化率や普及率向上に向けて、これらの整備を計画的に進めるとともに、その普及促進のための啓発活動についても取り組んでいかなければなりません。

■基本方針

快適な生活環境を確保するため、公共下水道の未整備地域における整備を推進するとともに、施設の維持管理を計画的かつ経済的に進め、機器の長寿命化を図るとともに、公共下水道区域以外の地域については浄化槽整備事業による整備を推進します。

下水道汚泥については、肥料として出来る限り再利用に努めます。併せて、水洗化の普及促進のための啓発活動を行い水洗化の促進に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

下水道の整備

(1)公共下水道事業の推進

①管渠網の整備

②終末処理場機器等の計画的な整備

③管渠の維持補修

(2)浄化槽整備事業の推進

(3)下水道汚泥の再利用推進

(4)水洗化の促進

※ 污水管渠＝分流式下水道において、汚水を流下させる管。

※ 終末処理場＝下水を最終的に処理して、河川その他の公共用水域へ放流するための処理施設。

※ 浄化槽＝終末処理場につながらない地域で、水洗便所等の汚物を分解・消毒するための装置。

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第4項 住宅、宅地の整備

■現状と課題

生活水準の向上や、世帯構成の変化等から、住まいに対する町民のニーズは多様化しており、少子・高齢化社会や、良質な居住環境に対応した住宅づくりが望まれています。

本町の人口は減少傾向にある中、世帯数は横ばいであり、核家族化傾向が進んでいます。また、高齢者の一人暮らしも増えており、福祉と連携した住宅環境づくりを行わなければなりません。

市街地については、空き家や遊休地が点在しており、空き家実態調査をもとに有効活用など施策が必要です。

これまで、公営住宅等の整備は、高齢者社会に対応した住環境の向上を図るための建て替えや改築などを行っており、引き続き、本別町住宅政策推進計画の効率的な運用と、地域の特性を十分踏まえた、人にやさしい住宅整備、周辺環境整備を行っていく必要があります。

近年、田舎暮らしを求めて、地方への移住を希望する人が増えています。本町においても定住人口の増加や交流人口の増加の観点から受け入れ体制の充実が求められています。

■基本方針

住み慣れた地域で安心して生活し続けることができ、町民の多様なニーズに対応した良質な住まいや本町にふさわしい住みよい住環境の整備を進めます。

公営住宅等の整備については、地域特性も踏まえながら、福祉でまちづくりと連携した施策の検討により実施を図ります。

田舎へのあこがれや第2のふるさと探しの動きを踏まえ、本別町内の受け入れ体制の整備や道内外への情報発信等に取り組み、経験豊かな人材の移住や交流を促進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

住宅、宅地の整備

- (1)定住促進につながる住まい、住環境の整備
 - ①空き家の利活用による多様な世帯の居住確保
 - ②住宅改修や住宅取得支援制度の整備
 - ③特定空き家等に対する対応の検討実施
 - ④既存宅地や定住促進団地の活用による定住の促進
 - ⑤遊休地の利活用等の検討
- (2)「福祉でまちづくり」と連携した、住環境の整備
 - ①高齢者にやさしい生活基盤・住宅の展開
 - ②安全・安心な生活が確保できる住環境の整備
 - ③住宅におけるバリアフリー化の推進
 - ④寒地の気候に対応した住宅工法の普及展開
 - ⑤多様な住まいの展開による、居住福祉の充実
 - ⑥公営住宅事業の計画的な推進による、居住水準の向上
 - ⑦少子高齢者社会に対応した、人にやさしい公営住宅の整備
- (3)移住者の受け入れ体制の充実
 - ①移住者対応窓口の充実
 - ②お試し移住等のメニューの充実
 - ③移住情報の発信
 - ④移住者住宅の支援

※ 本別町住宅政策推進計画＝本町の地域特性に応じた町内全般にわたる住宅政策の基本的な方針で公営住宅の整備推進に向けた計画。

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第5項 公園、緑地の整備

■現状と課題

公園や緑地は、町民の憩いとふれあいの場を提供し、安全な遊び場としての機能を有するとともに、快適な環境づくりや万が一の災害時の避難場所としての役割を担う重要な都市施設です。

本町の市街地には、総合公園をはじめ、運動公園などの都市公園がバランス良く配置されており、その中で特に「義経の里本別公園」は、自然豊かな環境を活かした総合公園であり、町民のボランティアによる遊歩道や遊具の整備、植樹祭などが行われています。キャンプ場の無料開放など、町民をはじめ、町外から訪れる人にも快適で利用しやすい公園づくりに取り組んできました。

近年、多くの人々から、四季折々に変化する自然豊かな公園として高い評価が得られ、さらにはイベントや交通公園遊具等の人気も重なり観光客が増加の傾向にあります。今後も、本町の大切な観光資源として、「義経の里本別公園」を核とした、更に魅力ある施設整備が重要な課題です。

公園施設については、利用者の安全で利活用しやすい公園づくりを進める必要があり、計画的な維持補修や改築・更新も含めた公園施設の長寿命化や、誰でも利用しやすい公園施設の整備も進めていかなければなりません。

環境に対する町民意識の高まる中、緑豊かで親しみのもてる公園や緑地づくりは重要な課題です。

■基本方針

幼児から高齢者まで幅広い利用者の安全と、潤いと安らぎのある快適な生活環境を実現するため、計画的な維持補修や改築・更新も含めた公園施設の長寿命化を図るとともに、自然豊かで魅力のある公園・緑地の整備に努めます。

「義経の里本別公園」は、町民の憩いの場として自然豊かな環境を活かしながら、誰もが安全に楽しく訪れるために、公園内の遊歩道や神居山・義経山・弁慶洞を一体化した遊歩道の維持、整備を図ります。

■施策の体系(主な施策・事業)

公園、緑地の整備

(1)ふれあいのある公園の整備

- ①幼児から高齢者まで利用しやすい公園の整備
- ②公園施設の計画的な整備

(2)自然豊かな義経の里本別公園の整備

- ①観光拠点として、魅力あふれる公園の計画的な整備促進

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第6項 ゴミ、し尿処理の充実

■現状と課題

循環型社会の形成のためには、国、地方自治体、事業者及び町民のそれぞれが適切に役割を分担して取り組むことが重要です。

国においては環境負荷を低減するため、資源循環型社会の構築に向けた基本的な考えと枠組みを示すとともに、廃棄物の適正処理、3R の推進を図るほか、環境に配慮した製品を調達するグリーン購入法や、個別品目の特性に応じた「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」など、ごみ排出の抑制に向けた具体的施策が展開され、一定の成果を得ています。

本町では、平成 14 年 12 月から池北三町での広域ゴミ処理事業が始まり、17 種類の分別収集を実施、平成 17 年7月からはゴミ処理の有料化が始まり、リサイクルの推進やゴミの減量化に努めてきました。

今後も町民の幅広い協力を得ながら、一層の減量化とリサイクル運動などを進め、ゴミの排出量の抑制を図っていく必要があります。

また、平成 31 年には最終処分場が満了となるため、銀河クリーンセンターに代わる新たなごみの中間処理及び最終処分場の確保に向けた検討を進めていきます。

し尿処理については、十勝環境複合事務組合による共同処理を平成 18 年から帯広市の中島処理場で行っていますが、現在、施設の老朽化に伴い広域での新たな処理場の建設事業が始まっており、し尿くみ取り手数料や収集・運搬を含め効率的な体制づくりが求められています。

■基本方針

国の「循環型社会形成推進基本計画」が策定されたことを受け、北海道ではこれらを総合的・計画的に推進するため「北海道循環型社会推進計画」を策定しました。

このため本町では、ゴミの3R(リデュース・リユース・リサイクル)を進め、町民の理解と協力を得ながらゴミの減量化や資源としての再利用できるものなどの分別等のさらなる徹底を図ります。

し尿処理については、町内の汲み取り業者に帯広市中島処理場までの搬送に対し平成24年度から助成を開始しており、引き続き処理体制の充実を図るため、十勝環境複合事務組合と連携を強化します。

■施策の体系(主な施策・事業)

ゴミ、し尿処理の充実

- (1)ゴミの減量化と処理
 - ①収集体制の見直しと分別の徹底
 - ②ゴミ減量化及び不法投棄への対策
 - ③新たなごみ処理体制の整備
- (2)リサイクルの推進
 - ①資源ゴミのリサイクル推進
 - ②生ゴミの堆肥化
 - ③資源集団回収の推進
 - ④町民への啓発と普及
- (3)し尿処理体制の充実
 - ①十勝環境複合事務組合との連携強化
 - ②し尿搬送等に係る支援

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第7項 環境衛生、墓地、火葬場の充実

■現状と課題

国民の生活水準が向上し、健康や自然環境に対する関心が高まってきており、人にやさしい衛生的な生活環境が強く望まれています。

本町では、「ポイ捨てゼロの日」運動として空き缶回収等の清掃活動、環境美化運動など、自治会や本別町保健衛生組合など町民組織が中心になった活動により、衛生的で美しい町づくりを目指しています。しかしながら、ペットの放し飼いによる糞尿の問題等もあることから、所有者へマナーの啓発と指導、また狂犬病予防の観点から、予防接種の徹底や野犬掃討などの対策を進めていく必要があります。

また、本町の火葬場は昭和54年に整備して以来、現在まで施設の一部補修改装等を行ってきており、新たな施設整備も含めた検討が必要です。

現在、町内にある28ヵ所の墓地のうち3ヵ所は町が直接維持管理を行っていますが、過疎化や少子高齢化に伴い、その他の墓地の管理が厳しい状況になりつつあります。また、錦町とキロロは供用可能な区画がほとんど無く、本別霊園に規格墓所と自由墓所の建立を受け付けていますが、公営墓地においては、墓を返還する件数が年々増えており、今後は墓地のあり方について検討を進める必要があります。

公衆浴場は、利用者の減少等により経営維持は困難な状況であることから、公衆衛生の向上や増進の観点から、引き続き公衆浴場の維持確保に努めなければなりません。

■基本方針

美しく住みよい町を目指し、町民と協働で環境美化の取り組みを進めます。畜犬などについては、飼育管理を徹底し、所有者へマナーの啓発と指導を行います。

火葬場は、既存敷地では用地狭小の問題から改造は困難であるため、新たな施設の整備について広域での施設整備を含めて調査、検討を進め、公営墓地の計画的な整備を推進します。

公衆衛生の向上及び増進の観点から、公衆浴場の維持運営を支援します。

■施策の体系(主な施策・事業)

環境衛生、墓地、火葬場の充実

- (1)環境美化運動の推進
 - ①「ポイ捨てゼロの日」運動の推進
 - ②ゴミの不法投棄の防止強化
 - ③自治会単位の環境美化運動の推進
- (2)畜犬登録と野犬掃討の推進
 - ①畜犬登録の推進と放し飼いの解消
 - ②野犬掃討と狂犬病対策の推進
- (3)火葬場の整備と霊園の整備の推進
 - ①火葬場整備の検討
 - ②墓地整備の検討
- (4)公衆浴場の維持確保
 - ①公衆浴場運営の支援